

第19回接続委員会の議論を踏まえた質問事項（イー・アクセス）

- ① 分岐単位接続料の設定について第19回接続委員会において示された各社の見解に対し、御社の見解・反論をお聞かせ願いたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド（DSL事業者協議会）

(EA回答)

<NTT東西殿見解について>

第19回接続委員会におけるNTT東西殿の見解においては、GC接続類似機能の開発・導入費用が委員限りとなっております。各接続形態における費用が明確にならなければ、接続事業者側からどの形態が実現の可能性が高いか十分な判断が出来ないため、公表頂くことを要望いたします。

また、ファイバシェアリングにおいて当社が不要と主張する「事業者振り分け機能」や「公平制御機能」について、NTT東西殿はこれらが必要と主張されておりますが、NTT東西殿と当社主張の平行線を解消するためには、正確な情報に基づいた技術仕様の詳細検討を実施する必要があると考えます。

具体的には、以下の点についてNTT東西殿に確認すべきと考えます。

■「事業者振り分け機能」の要否について

以下の観点の順番で実態を把握し、検証することが必要

○設備構成の把握

- イーサネット SW の設置有無
- 既存イーサネット SW のポート収容数の空き状況とキャパシティの確認
(仮に空きポート数が不足する場合は、その箇所に限り大型のイーサネット SW への置換えが必要と想定されるが、全ての既存イーサネット SW の置換えは不要と想定)

○機能の把握

- イーサネット SW の VLAN 機能搭載有無
- VLAN 機能を利用した場合の輻輳制御処理が、NTTユーザのみの場合(VLAN無し)と接続事業者ユーザも混在した場合(VLAN有り)で、サービス品質の影響を及ぼすかどうかの確認

■「公平制御機能」の必要性について

従来、NTT東西殿は、ヘビーユーザの対応としてOSU収容換え等の運用対応をしているのであれば、他事業者においても同様の運用が可能

- 現行の運用における輻輳の発生有無
- OSUの収容設計やその基準、及び現状のOSUの収容回線数や比率

<KOPT殿見解について>

■KOPT殿の見解(質問2)より抜粋

「まず1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すことが挙げられます。」

本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていませんが、加入光ファイバはNTT東西殿だけの要望により特例として認められており、コスト回収が可能ルールになっております。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、コストのつけ回しが分岐単位接続料の導入反対の要因にはならないと考えます。

また、主端末回線は既に広範囲に敷設されており、今後、IP網への移行が進展しても地域IP網からNGN網への巻き取りも予定されているため、大幅な増設はないものと推察します。従って、分岐単位接続料の導入により、IP網への移行促進及び収容効率上がることで、NTT東西殿において全体的なコストの効率化を図ることも可能と考えます。

- ② 現行のシェアードアクセス方式による一芯単位接続料の料金水準及び当該接続料が低廉化傾向にあることを踏まえれば、光配線区画の適正化を図り、1光配線区画あたりの世帯数を平均的な世帯数（NTT東日本：50世帯、NTT西日本：40世帯）並みに近づけることにより、接続事業者は一芯借りによりFTTHサービスのビジネスで採算を取ることも十分可能ではないかと

いう趣旨の指摘がなされている点に関して、御社としてどのようにお考えであるかご教示頂きたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド（DSL事業者協議会）

(EA回答)

当社は、NGNのオープン化形態として、ファイバシェアリングを要望しておりますが、その政策的意義としては以下の2点となります。

- (ア) 公平な競争環境下でのサービス競争の推進
- (イ) 接続料金の引下げによる利用者料金の低廉化

光配線区画の適正化を図ることで、接続事業者のコスト効率性を改善し、結果として1回線当たりの接続料の低廉化を実現することは可能ですが、上記(ア)に対する解決策にはならないと考えます

ADSLサービスがNTT東西殿のシェアが相対的に抑制されたフェアな市場として成功した背景としては、ラインシェアリングと接続料金の低廉化等といったアンバンドルルールを導入により、NTT東西殿が独占的な地位を有する加入電話サービスからインターネットサービスを切り離し、それぞれの市場として競争環境が存在したからであり、当社のようなインターネットサービスに特化したビジネスモデルを有する新規参入事業者にとっても公正競争が成り立つ環境であったことが挙げられます。その結果、多数の新規参入事業者が市場を牽引することで、料金競争による料金の低廉化や利用者利便性の向上、ブロードバンドサービス普及率の向上に寄与したものと考えます。

しかしながら、現状のNGNにおける光アクセス回線の競争環境をみた場合、電話サービスの顧客基盤を活かし、映像などのサービスと合わせてインターネットサービスを提供する一部の大規模事業者のみがサービス提供している状況であり、8分岐単位の光ファイバ貸出を前提とした配線ブロックの拡大議論については、そういった既存の大手事業者にとっての収容効率の向上を図るための議論でしか無く、当社のようなインターネットサービスに特化したサービスを提供する接続事業者からすれば公正競争環境の観点では何ら根本的な解決とはなりません。

当社の提案する光のファイバシェアリングについては、ADSLサービス同様、1本の光ファイバ上で電話サービスとインターネットサービスをそれぞれ別の事業者が提供可能な形態を実現するものであり、FTTH市場において小規模事業者であっても新規参入が可能とし、かつ公正競争環境を整備することによって、より利用者メリットの高い市場として拡大が図られるものと考えます。

また、PSTNから光IPへのマイグレーションの本格的な進展の中で、当社のようなインターネットに特化した事業者が、FTTHにおいても継続的な事業展開が可能となるよう、PSTNのアクセス回線におけるサービス競争環境をNGNにおいても実現して頂くことを強く要望します。

- ③ 第18回接続委員会において、「接続事業者の希望する接続料水準は、現在のドライカッ/接続料を想定した、現行の加入光ファイバ接続料約3000円の半分というものであり、この料金水準であれば、1芯単位接続料であっても、配線ブロックの適正化により1配線ブロック当たりの戸数が60戸に近づけばビジネスとして成立し得る。また、配線ブロックの適正化が実現されるまでの時間を稼ぐために、他の手法を組み合わせるといふ考え方もあり得るのではないか。つまり、価格面で3000円を1500円にする方法は何かといった『考え方の転換』も必要となるのではないか。」という指摘がなされている点に関して、御社としてどのような見解をお持ちであるかご教示頂きたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド（DSL事業者協議会）

(EA回答)

配線ブロックの適正化を含めた分岐単位接続料の設定についての考え方は、②の回答のとおりです。

なお、接続料の設定の観点においては、ファイバシェアリングは、NTT東西殿が電話サービスとして光アクセス部分の利用者料金を設定し、接続事業者が追加コストのみを接続料として負担する現在のADSLサービスと同様な提供形態も考えられ、その場合はNTT東西殿としてのコスト回収の問題として検討することが可能です。